

独立行政法人水資源機構分任契約職  
荒川ダム総合管理所長 山中 充治

## 見積依頼書

- 1 件 名 事務所防犯カメラ部品等購入（オープンカウンター）  
2 納入場所 埼玉県秩父市荒川久那 4041 独立行政法人水資源機構荒川ダム総合管理所  
3 納入期限 令和8年2月17日（火）  
4 内容等 別添、仕様書のとおり

上記について、下記により見積合わせを行うので入札心得書等を熟読のうえ見積書を提出すること。

### 記

- 1 現場説明 実施しない。  
2 見積参加要件 本店、支店又は営業所が埼玉県内に所在すること。  
3 見積書等  
1) 様式等 見積書の様式は任意とするが、見積年月日並びに見積者の住所及び氏名（法人の場合は、法人名及びその代表者名）を記載し、代表者の印章を押印すること。押印を省略する場合は、本件責任者及び担当者の氏名及び連絡先の記載をすること。  
2) 提出方法 電子メール、FAX、持参又は郵送（一般書留、簡易書留、その他配達記録が残る方法に限る。）の方法による。  
3) 提出期限 令和8年1月28日（水）12:00まで  
4) 提出先 独立行政法人水資源機構荒川ダム総合管理所  
TEL : 0494-23-1431 FAX : 0494-23-7912  
メールアドレス : nyukei\_arakawa@water.go.jp  
5) 担当者 荒川ダム総合管理所 総務課 佐古田  
6) 質問書 令和8年1月21日（水）12:00まで  
提出期限 質問書の提出方法は、2)に同じ。  
質問の回答については、令和8年1月23日（金）17:00までにHPに掲載する。  
7) 見積回数 2回を限度とする。  
なお、当初の見積取において予定価格の制限に達した価格の見積書がない場合の再度の見積書の提出については、改めて連絡するものとし、再度の見積書提出の期限は、令和8年1月29日（木）12:00までとする。  
8) その他  
① 見積価格は、見積者が消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を見積書に記載すること。  
② 見積書を提出した後は、見積書の引き換え若しくは変更又は見積の取消しはできない。また、見積者は見積り誤り、見積書の書き誤り等を理由に見積もりの無効を主張することはできない。  
4 見積結果 見積結果は、契約の相手方として決定した者のみに、原則として、見積書の提出期限の翌日（翌日が休日となる場合には休日でない直後の日）までに電子メール又はFAXで通知する。  
5 その他  
1) 契約金額は、見積書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）とする。  
2) 請負代金の支払いについては、履行確認後の一括支払とする。  
3) 最低金額を提出した見積者が複数いる場合は、「くじ」により契約の相手方を決定する。くじの方法は、別添「くじの方法」のとおり。

## 仕様書

(件名) 事務所防犯カメラ部品等購入

### 1 適用

本仕様書は、独立行政法人水資源機構荒川ダム総合管理所(以下「発注者」という。)が実施する「事務所防犯カメラ部品等購入」に適用する。

### 2 納入場所

埼玉県秩父市荒川久那4041 独立行政法人水資源機構荒川ダム総合管理所

### 3 納入期限

令和8年2月17日（火）

### 4 購入品目及び数量

購入品目及び数量は、別表のとおりとする。

### 5 その他

(1) 本件見積には、購入品目の購入及び納入に要する一切の費用を含むものとする。

(2) 購入品目の購入価格以外に要する費用については、その金額の内訳について、見積書に記載すること。

## 別表

### 購入品目一覧

No.	品名	型番号	単位	数量	メーカー	注記事項	備考
1	シールワッシャー(WF型)	SUS WF-16	個	24	MISUMI	※2※4	
2	光メディアコンバータ	LTR2-TX-MFC2R	台	2	BUFFALO	※1※3※5	

#### 【注記事項】

※1：型番号及びメーカーについては、参考物品のものを提示するものとし、同等品での見積も可能とする。

※2：同等品での見積は、不可とする。

※3：型番号は、オレンジブックの発注コードである。

※4：型番号は、MISUMIのHPを参照のこと。

※5：型番号は、BUFFALOのHPを参照のこと。

令和8年 月 日

独立行政法人水資源機構分任契約職

荒川ダム総合管理所長 山中 充治 殿

住 所

会 社 名

代表者氏名

見積依頼書等の交付受領書

令和8年1月16日に交付された「事務所防犯カメラ部品等購入」の見積依頼書等を受領しました。

〈連絡先〉

担当部署名 :

担 当 者 :

電 話 番 号 :

F A X番号 :

メールアドレス :

◆ くじ用数字

--	--	--

「くじ用数値」を記載いただくのは、最低価格者が複数となった場合に契約の相手方を決定するためです。詳細は、「くじの方法」をご覧ください。

# くじの方法

今回の見積徵取に際して、最低金額を提出した見積者(以下「同価格者」という。)が複数あった場合、以下の方法により、契約の相手方を決定します。

## 1. くじの方法について

同価格者の「くじ用数値」の合計を同価格者数で除算し、余りの数値と「くじ用順位」が一致する者を、契約の相手方とします。

## 2. くじ用数値について

1) 「くじ用数値」とは、見積書を提出される方が、任意に決定していただく「0:ゼロ」から「999」の3桁の整数とします。なお、数値の記載等がない場合は「0:ゼロ」として取り扱わせていただきます。

2) 「くじ用数値」の機構へ対しての通知方法は、機構から送信(FAX)した見積依頼書の受信確認を機構に対して返信(FAX)する際に記載してください。この場合、機構から特に受信確認に用いる様式の指定がない場合は、通信欄などに下記のように記載してください。

記載例)

くじ用数値

1	2	3
---	---	---

※数字は、明確に記載してください。

## 3. くじ用順位について

「くじ用順位」とは、同価格者が機構に対して見積書を送信(FAX)していただいた順に、「0:ゼロ」から順に付番させていただく番号となります。

- 例) • 同価格者が2者の場合、見積書の送信順に「0:ゼロ」、「1」  
• 同価格者が3者の場合、見積書の送信順に「0:ゼロ」、「1」、「2」

## 4. 具体的な決定方法について

- 例) • 同価格者が2者の場合

見積業者	見積額	くじ用順位	くじ用数値	
○○工務店	¥500,000-	0	123	$123+4=127$
□□工業	¥600,000-		999	$127 \div 2\text{者}=63 \text{ 余り } 1$
△△組	¥500,000-	1	4	・余り「1」とくじ用順位「1」が合致する、 △△組 が契約の相手方となる。

- 例) • 同価格者が3者の場合

見積業者	見積額	くじ用順位	くじ用数値	
○○工務店	¥500,000-	0	123	$123+4+1=128$
□□工業	¥600,000-		999	$128 \div 3\text{者}=42 \text{ 余り } 2$
△△組	¥500,000-	1	4	
◎◎工業	¥500,000-	2	1	・余り「2」とくじ用順位「2」が合致する、 ◎◎工業 が契約の相手方となる。